

入会手続き（第5条関係）

千代田地区かわまちづくり官民連携プラットフォーム入会申込手続きについて

（仮称）千代田地区かわまちづくり官民連携プラットフォーム規約第5条に基づく入会申込手続きについて、以下のとおり定める。

1. 千代田地区かわまちづくり官民連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）への入会を希望する者は、入会申込書（様式第1）に必要事項を記入の上、事務局にこれを提出し、会長の承諾を受けなければならない。
2. プラットフォームへの入会后、自ら事業を企画し、実施しようとする者は、入会申込書に提案事業エントリーシート（様式第2）を添えて提出するものとする。
なお、入会時に提案事業エントリーシートを提出し、承諾を得ていない者は、当該年度において、自ら事業を企画し、実施することができないものとする。
3. 入会受付は月末締めとし、会長は翌月に開催される臨時総会において、入会の可否及び提案事業に係る事業計画の変更について諮り、結果を申込者へ通知するものとする。